

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（金融庁）

制 度 名	非居住者債券所得非課税制度の適用対象者の明確化				
税 目	所得税・法人税				
要 望 の 内 容	<p>非居住者債券所得非課税制度（租税特別措置法 5 条の 2 及び 5 条の 3）の適用対象者に、「海外年金基金」や「外国 L P S（リミテッド・パートナーシップ）」等が含まれることを明確化すること。</p> <table border="1" data-bbox="874 875 1489 969"> <tr> <td data-bbox="874 875 1222 969">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1222 875 1489 969">— 百万円 （ — 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— 百万円 （ — 百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— 百万円 （ — 百万円）				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>アジアのメインマーケット・メインプレーヤーとしての地位を確立するために、海外投資家の我が国公社債市場への参加を促進するための税制上の環境を整備し、アジアの一大金融センターとしての「新金融立国」を目指す我が国の金融・資本市場の魅力を高める。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>海外投資家の我が国公社債市場への参加を促進する観点から、非居住者又は外国法人が受ける振替公社債の利子は非課税とされている（非居住者債券所得非課税制度。租税特別措置法 5 条の 2 及び 5 条の 3）。</p> <p>しかしながら、「海外年金基金」や「外国 L P S」等については、非居住者債券所得非課税制度の適用対象者に含まれるかどうか不明確である。</p> <p>「海外年金基金」や「外国 L P S」等の我が国公社債市場への参加を促進するには、非居住者債券所得非課税制度の適用対象者に「海外年金基金」や「外国 L P S」等が含まれることを明確化することにより、我が国の金融・資本市場の魅力を高める必要がある。</p>				

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ－１－（１）多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度の整備・定着
		政策の達成目標	海外投資家の我が国公社債市場への参加を促進し、我が国金融・資本市場の活性化や企業等の資金調達の円滑化が図られること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする
		同上の期間中の達成目標	（政策の達成目標と同じ）
	政策目標の達成状況	「海外年金基金」や「外国ＬＰＳ」等が非居住者債券所得非課税制度の適用対象者に含まれるかどうか不明確であるため、「海外年金基金」や「外国ＬＰＳ」等が我が国公社債市場へ参加しづらい状況である。	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	「海外年金基金」や「外国ＬＰＳ」等が非居住者債券所得非課税制度の適用対象者に含まれることが立法により明確化されるため、同制度が「海外年金基金」や「外国ＬＰＳ」等によって活用されることが見込まれる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	「海外年金基金」や「外国ＬＰＳ」等が非居住者債券所得非課税制度の適用対象者に含まれることが立法により明確化されるため、同制度が「海外年金基金」や「外国ＬＰＳ」等によって活用されることが見込まれる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし

		要望の措置の妥当性	非居住者債券所得非課税制度の適用対象者を立法により明確化する措置であり、妥当である。												
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	平成 19 年度(推計) ▲352 億円 平成 20 年度(推計) ▲472 億円 平成 21 年度(推計) ▲301 億円													
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	リーマンショックの影響により、非居住者等の国債保有額及び保有割合は減少傾向にあるものの、本非課税措置がなければ、非居住者等による国債への投資意欲は減退すると考えられる。地方債については、非課税措置により保有額及び保有割合は増加している。 非居住者等の国債・地方債の保有額及び保有割合は、以下のとおりである。	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>国債</th> <th>地方債</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 19 年度</td> <td>47.3 兆円 (6.8%)</td> <td>0.0 兆円 (0.0%)</td> </tr> <tr> <td>平成 20 年度</td> <td>43.9 兆円 (6.5%)</td> <td>0.1 兆円 (0.2%)</td> </tr> <tr> <td>平成 21 年度</td> <td>31.4 兆円 (4.6%)</td> <td>0.1 兆円 (0.2%)</td> </tr> </tbody> </table>		国債	地方債	平成 19 年度	47.3 兆円 (6.8%)	0.0 兆円 (0.0%)	平成 20 年度	43.9 兆円 (6.5%)	0.1 兆円 (0.2%)	平成 21 年度	31.4 兆円 (4.6%)	0.1 兆円 (0.2%)
		国債	地方債												
	平成 19 年度	47.3 兆円 (6.8%)	0.0 兆円 (0.0%)												
平成 20 年度	43.9 兆円 (6.5%)	0.1 兆円 (0.2%)													
平成 21 年度	31.4 兆円 (4.6%)	0.1 兆円 (0.2%)													
前回要望時の達成目標	非居住者等の我が国公社債市場への参加を促進し、我が国金融・資本市場の活性化や企業等の資金調達の円滑化が図られること。														
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	リーマンショックの影響により、非居住者等の国債保有額及び保有割合は減少傾向にあるものの、本非課税措置がなければ、非居住者等による国債への投資意欲は減退すると考えられる。地方債については、非課税措置により保有額及び保有割合は増加している。社債については、平成 22 年度改正により新設されたものであるため、現時点では達成度を年間ベースで把握できない。														
	これまでの要望経緯	振替国債の利子については平成 11 年度改正、振替地方債の利子については平成 19 年度改正、振替社債の利子については平成 22 年度改正において、非課税措置が導入されている。 「海外年金基金」を非居住者債券所得非課税制度の適用対象者に含めることは、平成 22 年度改正からの要望である。 「外国 L P S」等を同制度の適用対象者に含めることは、今年度改正からの要望である。													